

平成22年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第1号）

9月1日（水）午前1

0時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告（藤野議長）

日程第 4 行政報告（あいさつ並びに行政報告 岩澤町長）

（行政報告 加藤教育長）

日程第 5 常任委員会所管事務調査報告

日程第 6 特別委員会所管事務調査報告

日程第 7 報告第 3号 平成21年度嵐山町一般会計継続費精算報告について

日程第 8 報告第 4号 平成21年度嵐山町健全化判断比率の報告について

日程第 9 報告第 5号 平成21年度嵐山町資金不足比率の報告について

日程第10 議案第51号 平成21年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 1 議案第 5 2 号 平成 2 1 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳
出決算認

定について

日程第 1 2 議案第 5 3 号 平成 2 1 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決
算認定に

ついて

日程第 1 3 議案第 5 4 号 平成 2 1 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入
歳出決算

認定について

日程第 1 4 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決
算認定に

ついて

日程第 1 5 議案第 5 6 号 平成 2 1 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定

について

日程第 1 6 議案第 5 7 号 平成 2 1 年度嵐山町水道事業決算認定について

日程第 1 7 請願の委員会付託について

出席議員（13名）

1番	畠山美幸	議員	2番	青柳賢治	議員
3番	金丸友章	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	吉場道雄	議員	6番	柳勝次	議員
7番	河井勝久	議員	9番	川口浩史	議員
10番	清水正之	議員	11番	安藤欣男	議員
12番	松本美子	議員	13番	渋谷登美子	議員
14番	藤野幹男	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	久保かおり
書記	石橋正仁

○説明のための出席者

岩澤勝町長
高橋兼次副町長

安	藤	實	總務課長
井	上	裕美	政策経営課長
中	西	敏雄	税務課長
中	嶋	秀雄	町民課長
簾	藤	賢治	環境課長
新	井	益男	産業振興課長
木	村	一夫	企業支援課長
田	邊	淑宏	都市整備課長
大	澤	雄二	上下水道課長
田	幡	幸信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信幸	教 育 長
小	林	一好	教育委員会こども課長
大	塚	晃	教育委員会生涯学習課長
新	井	益男	農業委員会事務局長
			産業振興課長兼務
山	岸	堅護	健康福祉課高齢福祉担当副課長
松	本	武久	代表監査委員
安	藤	欣男	監査委員

◎開会の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は 13 名であります。定足数に達しております。よって、平成 22 年嵐山町議会第3回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○藤野幹男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、

第 12 番議員 松 本 美 子 議員

第 13 番議員 渋 谷 登美子 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○藤野幹男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

柳議会運営委員長。

〔柳 勝次議会運営委員長登壇〕

○柳 勝次議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第3回定例会を前にして、8月24日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として藤野議長、並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、高橋副町長、安藤総務課長、井上政策経営課長にご出席いただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告3件、条例4件、予算7件、決算7件、合計21件ということでございます。

なお、長提出の追加議員及び議員提出議案も予定されています。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第3回定例会は、本日9月1日から9月22日までの22日間とすることに決定いたしました。

会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定したことをご報告いたします。

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり、本日1日から9月22日までの22日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月22日までの22日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、報告3件、条例4件、予算7件、決算7件の計21件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、追加議案及び議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、松本代表監査委員につきましては、決算に関する議案審議の際にご出席いただくということで、本日からご出席いただいておりますので、ご

了承願います。

説明員中、岩澤健康福祉課長は都合により欠席しております。岩澤健康福祉課長の代理として、山岸高齢福祉担当副課長が出席しておりますので、ご了承承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承承願います。

次に、6月定例会から8月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承承願います。

次に、さきの定例会に委員会報告がありました。その報告の中の町政に関する要望事項等につきましては、町長あて要望を申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承承願います。

最後に、本職あて提出のありました請願第2号 子宮頸ガン予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書及び請願第3号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの公費助成を求める請願書の写し、並びに陳情第1号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○藤野幹男議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集のあいさつを求められておりますので、この際、これを許可します。

それでは、あいさつ、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、あいさつ並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに平成22年嵐山町議会第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成21年度嵐山町一般会計歳入歳出決算をはじめとする当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のためまことに感謝にたえないところでございます。

また、松本代表監査委員並びに安藤議会選出監査委員におかれましては、猛暑の中、連日極めてご熱心な監査を賜りまして、深く感謝を申し上げます。次第でございます。

本議会に提案いたします議案は、報告3件、条例4件、予算7件、決算7件、計21件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日

程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、ご決定、ご承認を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、平成 22 年5月から7月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第 122 条による事務に関する説明書でご報告いたしましたので、ご高覧を願いたいと思います。

さて、都内最高齢とされる 113 歳の女性の所在不明の後も、全国で高齢者で所在不明が相次いで明らかになっております。町では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう定期的に高齢者宅を訪問し安否確認する高齢者見守り活動をはじめ、生き生きふれあいプラザを活用しての元気はつらつ教室、またシニアいきいき講座などの事業を展開しているところでございます。

今後は、民生委員をはじめとする地域の方々や関係機関などの多くの皆様のご協力をいただきながら、町ぐるみの見守り活動に発展をさせていきたいと考えております。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。あいさつ並びに行政報告を終わらせていただきます。

○岩澤 勝町長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

加藤教育長。

〔加藤信幸教育長登壇〕

○加藤信幸教育長 それでは、教育委員会関係の事務の説明について、お手元の 122 条による事務に関する説明書に基づきまして2点ほどご説明申し上げます。

恐れ入りますが 34 ページをお開きいただきたいと存じます。34 ページの中ほどに生涯学習関係1とございます。6月 22 日、7月 26 日に社会教育委員会議を開催いたしました。今年度の社会教育委員会に諮問、ご審議をお願いする事項は大きく2つございます。1つは、若者のアイデア、主体性を取り入れた成人式のあり方の方向性、2点目は「すこやか子育て宣言」を出させていただきましたが、それに基づいて 10 月の 30 日、土曜日ですが、すこやか子育てフォーラムを開催するその準備を始めております。

これにつきましては、嵐山町では子供の健やかな育ちのために、いろいろな活動をしていただいている方々がたくさんございます。伝統文化の保存活動とか体験活動、スポーツ活動、学校応援団地域活動等、これらの方々、現在のところ約 68 団体の方々にお集まりをいただきまして、シンポジウムと体験発表等を行って、この機運を盛り上げていただくという初めての行事ですけれども、子どもたちも登場していただいて体験発表し、そして活動団体の代表の方々にパネリストになっていただいて、「すこやか子育て宣言」を地域でどう発展させたらいいだろうかという認識を共有していただくために開催するものでございます。議員さん各位にもご案内を申し上げますので、

ぜひご出席を賜り、ご指導いただきたいと存じます。

隣の 35 ページで1点、下段ですけれども、スポーツ関係、(2)大会等で、B&Gプールでございますけれども、この説明書では7月 16 日から 31 日までですけれども、きのうちょうど今年度のプールが終わりました、けさ一番で集計した数字を申し上げます。今年度の町民プールの利用者数は 3,128 人、昨年よりも 1,012 人の増加です。使用料金の収入ですけれども、42 万 5,000 円、昨年度よりも 13 万 1,400 円増加いたしました。昨年度と今年度の開設日数はほぼ同じなのですが、これほど増加したというのは、やはり暑さというか猛暑だったのだらうと思います。来年もこのとおりの暑さが続けばという、不謹慎でございますけれども、非常に活用していただきました。おかげさまで事故なく、事業が終わりました。

続きまして、別の冊子で、平成 21 年度教育委員会点検・評価報告書というのがございます。今年度で3回目になります。これにつきましては、1ページをごらんください。厚い冊子で申しわけありませんけれども、平成 21 年度教育委員会点検・評価報告書でございます。1ページには、その目的が載っております。これは、教育委員会の職務権限に関する事務の管理、執行の状況をみずから点検を行い、その報告書をまとめて議会に提出し、町民の皆様に公表するというねらいであります。

2番目には、重点施策等について主な取り組み、施策の評価等を掲載してございます。隣の2ページをお開きください。形としてはこのような形であり

ます。例えば重点施策に、このような特色ある学校づくり、中柱としては、これは学力をはぐくむ重点的な施策、それからこの目的を書き、21年度はこのような取り組みにいたしました。その結果、施策の評価、課題は何かということを数字等を挙げながら、以下学校教育、社会教育、生涯学習を含めて、調書をまとめさせていただきました。これで、3年目になりますけれども、既に終えた事業は削除し、新たな施策についてはつけ足してございます。

16 ページをお開きください。16 ページは結びにということで、これらの1年間の事業を行わせていただいて、4行目からは成果と課題について主なものをまとめさせていただきました。4行目に点検結果の結果、学校教育では、基礎学力だとか体力向上については、さまざまな努力を踏まえて、一定の効果があらわれていると。しかしながら、いじめ、不登校、家庭、地域との連携については、引き続き課題として取り組んでいく必要があると。さらに、生涯学習では、少子高齢化の進行を踏まえて、町民ニーズに対応した事業を推進することが課題である。

真ん中から下段については、元江南町教育長、馬場攻先生に依頼してこの点検評価について見ていただき、ご意見をいただきました。馬場先生は、県内至るところでこのお仕事に携わっておりますけれども、嵐山町が一番細かく、具体的に何が課題で何が成果であるということを細かく指摘してあるというお褒めの言葉をいただきましたが、これにつきましては議会への報告が終わり次第ホームページに公開して、広く町民の方々からご意見、ご指導を

いただきたいというふうに考えております。

なお、次ページ以降は資料になっておりますけれども、26 ページをお開きください。26 ページには、いろいろ教育行政関係で一般にはわかりにくい用語がございますので、これも昨年度に引き続き新たにつくり直したものでございます。

以上、ご高覧いただき、またいろいろな立場からご指導、ご意見を賜ればと存じます。

以上で、説明、報告を終わらせていただきます。

○加藤信幸教育長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○藤野幹男議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

まず、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 議長のご指名がありましたので、総務経済常任委員会より報告いたします。

朗読をもって報告にかえさせていただきます。

嵐山町議会議長、藤野幹男様。総務経済常任委員長、吉場道雄。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり最終報告とします。

記

本委員会は、閉会中の特定事件である「企業と税について」を調査するため、7月1日並びに7月22日に委員会を開会し、調査研究を行った。

1 7月7日の委員会について

当日は、木村企業支援課長に出席を求め、質疑、意見交換を行った。前回の委員会では、狭山市企業立地奨励金制度を視察したが、狭山市と嵐山町の工業団地の規模を比較すると余りに違い過ぎることもあり、人口、工業団地の面積及び企業誘致に関する立地条件などが、同規模程度の町村における企業誘致に関する優遇措置について調査した。

同規模程度の町村として、埼玉県児玉郡美里町の平成20年度の決算状況調査概要によると、財政力指数は本町が0.856に対して美里町は0.921です。経常収支比率は、本町が94%に対して美里町は80.3%と義務的経常収支比率が低い。財政調整基金現在高は、本町が1億4,796万7,000円に対して美里町は10億7,690万9,000円と多く、まことに健全財政である。

また、本町では企業支援課を設置したが、美里町は農林商工課の中で企業誘致商工観光担当窓口である。企業誘致に伴う優遇措置として工場等設置奨励金、雇用促進奨励金、法人町民税奨励金、水道奨励金及び道路

整備奨励金の5つが設置されている。

以上のような説明を受け、質疑に移った。

主なものとして、

問 奨励金の中に対象条件が5つあるが、全部クリアしないとだめなのか。

答 工場等設置奨励金だけ受けようとする場合は、5項目クリアしないとだめ。雇用促進は、町民を雇わないのだから要りませんと言えば構わないし、法人町民税は5項目クリアしないとだめである。

問 明星が来なくても土地を確保するわけで、優秀な企業が来るような優遇措置を考える必要があるが。

答 話は来ているが、町民の雇用の問題をないがしろにできないので、はっきりするまでは他に耳を傾けない。

問 バイパス通りなどは、商業系の大型店舗が入れば雇用も促進されると思うが。

答 商業施設は許可をとるのが難しい。

問 越畑地区十三間の東方、山林一体の開発ができないか。

答 嵐山町の枠が20ヘクタールあり、県道熊谷小川秩父線は復員が狭いので、5ヘクタール未満でないと許可が出ない。クボタ倉庫が、4.95ヘクタール、十三間のところが4.9ヘクタールで、約10ヘクタールになり、県の審査委員会から、重ねていったら20ヘクタールを超すのではないかと、道路自体が狭いのではないかと注目の状況であり、無理である。

今回は、嵐山町の土地利用構想図の中の工業系の土地を現地視察することにして、委員会を閉会した。

2 7月22日の委員会について

当日は、木村企業支援課長に出席を求め、午前中に総合振興計画に位置づけられている工業系の土地利用構想、現在の状況などの説明を聞き、現地視察を行った。

・嵐山町土地利用計画の現在の状況。

①花見台工業団地、工業専用地域 95.8ヘクタール、23区画と24区画、42区画が現在あいている。

②川島市街化区域、明星食品周辺、工業地域 5.7ヘクタール。

③平沢区画整理地内、工業地域 3.5ヘクタール。

④小川町と嵐山町(吉田地区)、物流系を導入。都市計画法 34条 12号。町長が県に申し入れ、指定を受ける。4.9ヘクタール(嵐山町分 2.7ヘクタール)。

⑤越畑地内、関越道わき、都市計画法 34条 12号の区域指定、4.9ヘクタール。

⑥太陽インキ周辺、都市計画法 32条 14号の区域で、開発許可権者の県知事が指定を受けて 5.3ヘクタール区域指定。

⑦カインズ裏、農村地域工業等導入促進法に基づき指定。

⑧インターランプ内、開発地域8ヘクタール。

⑨鎌形、ときがわ町境、アイコーが一部開発、2.1ヘクタール。

以上が現在の土地利用である。

午後、委員会を再開し、引き続き木村企業支援課長に出席いただき、質疑、意見交換を行った。

主なものとして、

問 倉庫の立地をしたとき、面積要件だけ固定資産税を減免してよいか。

答 雇用を重視している。

問 資本金で抑える方法もあるか。

答 従業員数で考えている。

問 花見台工業団地は、今まで優遇措置がなかった。

答 花見台は出入りが激しく、その辺も考えている。

問 個人町民税が1億円近く落ちている。どれだけ町民の働く場所を求められるか。

答 新規採用を中心に考える。

問 水道は普通の家庭の水道金にはね返ってくるので、要らないのではな
いか。

答 水道は考えていない。

質疑の後、意見交換を行った。

嵐山町の税収を考えると個人町民税が落ち込んでいる。いかに働く人が
少なくなっているか。税収を考えると働く場(雇用)が大事であり、企業誘致

は大事だが、既存の企業に対しても同様に優遇措置をする必要がある。

3 町への要望事項

企業に対して、次に掲げる優遇措置を考慮されたい。

- ・工場等設置奨励金
- ・雇用促進奨励金
- ・法人町民税奨励金
- ・道路整備奨励金
- ・環境保全施設設置奨励金

以上報告し、閉会中の特定事件として調査してきた「企業と税について」の最終報告とします。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

13 番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 町への要望事項の中なのですけれども、法人町民税奨励金、道路整備奨励金、環境保全施設設置奨励金というのがあるのですけれども、環境保全施設設置奨励金というのは、緑地とかそういったものなのかどうか、それともどういったものをいうのか。道路整備奨励金なのですけれども、道路整備奨励金というものはどういうものを指しているのか。法人町民税奨励金というのは、これは具体的には優遇措置として減免を町に対して求めるということなのか。そうした場合には、嵐山町の法人

町民税をどの程度まで減額することが可能だというふうな考えがあって、このようなことを出されたのか。

私は、工場等設置奨励金と雇用促進奨励金というのは、すごく納得できますし、環境保全施設設置奨励金はわかるのですけれども、法人町民税奨励金、道路整備奨励金に関してはどうも、このようなことをやっているのは町財政が、町の税の中のバランスをどのように総務経済委員会は考えてこのような要望を出されたのか、伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 吉場委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 では、お答えします。

環境保全施設設置奨励金ですか、これは私たちは狭山市にいっぱいこういう奨励金ではないけれども幾つかあるので、そこに視察に行きました。その中で、狭山市のこの環境の問題をちょっと聞いてみて、今文教厚生委員会でいろいろ研究していますよね。だから、そういう意向を取り入れて、町に普及していったらいいかなと思って、こういう項目も入れておきました。うちのほうでは細かくは決めなかったのです、これ全部。大体町のほうで、うちのほうでもいろいろ研究した中で、このようなところに優遇をしてもらったら嵐山町に合うような条例がつかれるのではないかということで、そう細かいところまでは研究しなかったです。

以上です。

○藤野幹男議長 ちょっと委員長に申し上げますが、ほかのもどういう奨励

金かというのを。

○吉場道雄総務経済常任委員長 ほかのも同じように、細かいところまで検討しないで、町のほうの考えとして、こういうようなところにも奨励金をということで考えました。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 工場等設置奨励金とか雇用促進奨励金、環境保全施設設置奨励金というのは、私もすごく納得できるのですが、例えば法人町民税奨励金というのは具体的には減免ですよね。減免と、それから道路整備奨励金というのは、道路を新たにつくるために町が補助金を出すという形になるわけなのですから、町の財政と比較したときに、こういった奨励金を出してそれがどのように効果的になるかというふうな部分まで検討されてこの奨励金が要望事項としてされたのか。やっぱり今の財政の中で、具体的なものとしてこれはどういうふうな位置づけになってくるのかなということを伺いたいというふうに言ったのですけれども。

○藤野幹男議長 吉場委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 お答えします。

道路なのですから、どうせ工場をつくと引き込み道路ですか、町のほうでそういうところに補助金出したらいいのではないかとということで、あと法人町民税のほうも、細かいところまでは相談しなかったのですけれども、こういうところにもしたらいいのではないかなということで、細かいところまで

は相談しなかったのです。そういうことは、町のほうである程度は腹案もできているわけなのです。だから、そういうところも考慮しながら考えてもらいたいということで、うちのほうは最終報告にしたのですけれども。

○藤野幹男議長 13 番、渋谷富子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) そうすると、道路整備補助金というのは、もともとこれは道路がないところには工場がつかれないわけですよ。何メートル道路に、6メートルとか 12メートルとか道路の幅があって初めて工場誘致ができるわけなのですけれども、その部分ではなくて、敷地内の工場の道路の設置の補助金ということになるのですか。

それと、法人町民税奨励金は、これ私は町への要望事項だから、アバウトだとやっぱり問題があるかなと思うのです。それでもって、町のほうが切れれば、受け付けないよと言えばそれでいいという話でもあるとは思いますが、ちょっとこれは、では町がそういったふうな企業誘致条例があって、その中にこういうふうなものが入っているので、総務経済委員会もそういったものを入れておいたということになるのでしょうか。案があって、その中に入っていてということなののでしょうか。どうも何かいま一つわからないのですが。

○藤野幹男議長 吉場委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 その町の案というのは、私たちは全然知りません。

一応3月にいろいろ町のほうでも出す計画を入れましたけれども、うちのほうの総務経済委員会としても、こういうような考えで今向かっているのだと、いうことで進めてきたわけなのです。少し待っているわけなのですけれども、うちのほうとしては、今まで狭山市だとか美里町なんかを調査研究してきて、このような案が嵐山町に合っているのではないかと、いうことで、こういうような5点を挙げさせてもらいました。

道路の場合は、その工場の中の道路というのではなく、ただ引き込みですか、これはうちのほうでは細かいところは相談していなかったのですけれども、ある程度町にできることの優遇措置ですか、それぐらいでいいのではないかなと思っているのですけれども。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

渋谷文教厚生常任委員長。

〔渋谷登美子文教厚生常任委員長登壇〕

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 それでは、お手元に文教厚生委員会の報告書を出しておりますので、それを読み上げて、その後、そちらのパワーポイントで簡単な映像で説明したいと思います。

平成 22 年9月1日。嵐山町議会議長、藤野幹男様。

文教厚生常任委員長、渋谷登美子。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務を下記のとおり中間報告とします。

記

本委員会は、「地球温暖化対策について」と「文教厚生に関係する公共施設とそれにかかる人的配置について」を閉会中の特定事件とし、6月 22 日、7月2日、7月 23 日に委員会を開会し、調査研究した。その後、8月 20 日に低炭素地域づくり条例プロジェクトのメンバーのヒアリングを受けた。また、8月 29 日に第1回目の住民との意見交換会を開催した。

1 地球温暖化対策について

(1)6月 22 日の委員会では、最初に環境自治体白書、2005 年、2007 年、2008 年、2009 年で、自治体の地球温暖化対策、CO2推定値についての一文を読み上げ、次に嵐山町で具体的に取り組める施策として、以下を抽出した。

- ・緑の保全-町民参加(雑木林への転換)
- ・緑のエリアを崩さない
- ・開発との整合性
- ・工場建設の緑被率の確認
- ・公共交通の利用促進、自転車、ノーカーデー

- ・教育施設のフイフティー・フイフティー
- ・節電
- ・LEDの促進
- ・ごみの削減(ごみの分別・生ごみ、剪定枝の堆肥化)
- ・グリーンカーテンの普及促進
- ・公民館講座での温暖化防止の講座の開設
- ・エコ家庭の認定—CO2の見える化機器等の貸与—表彰
- ・雨水利用での植栽の打ち水
- ・事業者のCO2排出量の把握
- ・ノーアイドリングの促進
- ・ブロックローテンションの廃止(水田の水張り)
- ・農地の維持
- ・ため池保全
- ・太陽光発電とエコキュートの促進
- ・温暖化政策のための基金
- ・マイバッグ、マイはしなど

また、地球温暖化、これは条例で抜けているのですけれども、対策推進条例を制定するに当たって、12月定例議会までに住民の方との意見交換会を行うことにした。予定は以下のとおりである。

ア 一般の方とは、8月29日午後、町民ホールにおいて行う。

議会だより・町広報紙で呼びかける。

イ 大妻中学・高等学校の中、高校生

学校との話し合いの結果、10月の先方の都合のよい土曜日の午後、学校で生徒の温暖化の学習の発表を聞いて、意見交換を行う。

ウ 嵐山町の中学生との意見交換会

こども課との協議で、11月13日(土)午後、中学生との交流を行う予定。

エ 花見台工業団地の工業会 依頼文を送付。

オ 商工会 依頼文を送付。

カ 林業研究会・農業委員会 依頼文を送付。

(2)7月2日の委員会では、低炭素地域づくり条例プロジェクトによる「低炭素地域づくり条例を広めよう！」を読み上げ、条例づくりのポイントを確認した。

草津市、千代田区、川越市の条例の比較表をもとに、共通事項、独自事項の洗い出しをして、各条例の特徴やつくり方の特徴を確認し、市町村ごとに地域の特徴があることを確認した。

その後、住民との意見交換会のお知らせ文書、各団体との意見交換会のお知らせ文書について話し合った。

(3)7月23日の委員会では、全国地球温暖化防止活動推進センターのホームページ上の使える素材集より、住民との意見交換会で活用する写真や

図表を選択した。

(4)低炭素地域づくりプロジェクト(気候ネットワーク・環境自治体会議・市民と議員の条例づくり交流会議よりつくられたプロジェクトチーム)より、嵐山町の文教厚生常任委員会の委員にヒアリングをしたいという申し出があり、8月20日に5人のメンバーの訪問があった。低炭素地域づくり条例プロジェクトより、嵐山町のCO2の推定量など専門的な視点での資料の提供、効果的なCO2の削減の施策のツールがあることの情報提供があり、こちらからは条例をつくるに当たって、議員が難しいと思っていることや疑問に感じていること(削減の目標値の設定・企業誘致とのかかわり・削減の費用対効果など)について、率直な意見交換を行った。

(5)住民との意見交換会を踏まえ、委員長より、青柳委員・金丸委員・長島委員を条例前文たたき台策定チームとして、前文、これは案なのですが、の策定を依頼した。

2 文教厚生に係る公共施設とそれにかかる人的配置について

(1)6月22日の委員会では、12月議会の文教厚生委員会報告においての町への要望事項のうち、実現された七郷小の芝生化・玉ノ岡中の駐輪場整備・図書館の湿気対策について視察した。

七郷小の芝生化では、昼休みで、子どもたちが以前と遊び方が変わってきて、芝生上で側転や逆立ちの練習をしていた。

玉ノ岡中学の駐輪場の整備後は、雨の日のぬかるみがなくなったので、

生徒たちは不快ではなく、自転車通学ができるようになっている。

図書館は、カビ・湿気対策として、建設後初めてじゅうたんといすの高圧洗浄をした結果、かび臭さは気にならない。湿気対策として、周囲の植木は短く刈り込んでいる。

帰庁後の話し合いで、

ア 学校芝生化は、子供たちの遊び方が寝転がったりしているので、来年度では幼稚園での実施を検討してはどうか。

イ 図書館は、立地が湿気の多い場所であるため、湿気対策として3年に1度はじゅうたんといすの高圧洗浄を行うこと、空調には常に配慮が必要という意見が出た。

(2)7月23日の委員会は、小林こども課長、前田副課長に同行を求め、鶴ヶ島市の上広谷児童館を視察した。鶴ヶ島市役所において説明を受けた後、上広谷児童館を視察した。

鶴ヶ島市には、児童館が4カ所あるが、上広谷児童館はNPO法人鶴ヶ島市学童保育の会が指定管理者による運営者である。鶴ヶ島市の学童保育は、1年生から6年生までが対象で、1つの学童保育の定員は70名と国の決定より子供数がふえ、1つだったところを2つにし、8つの学童保育が現在12の学童保育になっている。そのうち11カ所をNPO法人鶴ヶ島市学童保育の会で運営している。

鶴ヶ島市学童保育の会は30年の実績があり、OBなどの連携が強く、

施設修繕などを低額で行え、スタッフの充実というメリットがある。スタッフの年齢層の幅があり、心のケアも行われている。

上広谷児童館の休館日は火曜日で、年末年始以外は鶴ヶ島市ではどこかの児童館が開いていて、利用できる。地図を見ると、市役所を中心にして4カ所の児童館が円形に配置しており、市内のどこでも利用できる。

7月23日は、夏休みに入っていたので、学童と小さい子が入り乱れてにぎやかだが、乳児のスペースも多くの母子でにぎわっていた。

余談だが、NPO法人鶴ヶ島市学童保育の経営するコミュニティレストラン「ココホット」で昼食をとった。「ココホット」は、乳幼児連れのお母さんも利用できる施設で、レストランのほか学童保育の手づくりおやつをつくり、各学童に配達している。

3 町への要望事項

(1)七郷小の学校芝生化の経過を見ながら、次年度は嵐山町立幼稚園への導入を考えられたい。

(2)図書館の湿気対策として、3年に1度はじゅうたんといすの高圧洗浄を行う予算をとり、図書館の維持管理に努められたい。

以上報告し、引き続き調査したいので、中間報告とします。

こちらのスクリーンなのですが、文教厚生委員会報告なのですが、これが七郷小の昼休みの休憩時間で、このようにして子どもたちが逆立ちしたり、寝転がったり、いろいろしていました。

これは、馬飛びなんかもしている様子です。水が出ていて、子どもたちが浴びているところです。水がちょっとうまく出ていないのですが。

次をお願いします。これは、玉ノ岡中学の駐輪場です。きれいにコンクリート化されて、自転車が雨にぬれてもどたどたにならないようになっています。

次をお願いします。このように形になってますので、子どもたちもとても使いやすいと思います。

次をお願いします。これは、図書館の高圧洗浄したいすなのですけども、これでカビ臭さはなくなって、実際に数値をはかるとカビの数値はないということでした。

次をお願いします。これが植木のところなのですけども、今までもうんと短く切ってあって、湿気が図書館のほうに直接行くのを防いでいるという状況になっています。これは、鶴ヶ島市役所での上広谷児童館についての勉強会の風景です。

次をお願いします。ここは、上広谷児童館のに入ったところのお庭なのですが、ここでは子どもたちがサッカーしていて、結構それなりに広いかなという感じがしました。

次をお願いします。これが体育館なのですけども、ここで子供たちがこのようにして遊んでいて、その奥にはちょっとした遊具もあるのですけども、これは図書館なのですけども、ここで勉強したりゲームをしたりという形で

した。

次をお願いします。これは、乳児用のスペースなのですが、ここで
お母さんたちも、ちょっとしたおやつ指導とかお料理をしたり、そしてお弁当
なんかも食べて過ごしているということです。

次をお願いします。これは赤ちゃんなのですが、ここで、同じところ
ですね。このような形で上広谷児童館も、嵐山町のこれまでの要望事項の
ことも視察して、点検してまいりました。

以上です。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたい
ことはございませんか。

1番、畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 5ページのアに書いてあります一般の方とは8月
29日の午後、町民ホールにおいて行うという部分があるのですが、
町民ホールで、議会だよりなどにも広報してあったと思いますけれども、あと
町の広報紙でも広報をして、ほかに何か広報をされましたか。

○藤野幹男議長 渋谷登美子委員長。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 広報なのですが、広報は公民
館、それからアイプラザ、なごみ、農耕センター、花見台工業団地、何カ所
でしたかポスターを張りまして、そしてチラシを置いておくという形をしましたが、
仕方がないかなと思うのですが、2人の方と、そして1人の方が資料

だけとりに来ていただいたという形です。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員)では、約3名の方が来ていただいたということで、何かちょっと人数が少なくて、少しがっかりだったかなというので、残念なのですけれども、今後また中学生ですとか、嵐山町の大妻嵐山の中学校と高校とかも訪問されるようですけれども、こちらのほうは大体人数何人ぐらいとか決めていらっしゃるのでしょうか。

○藤野幹男議長 渋谷委員長。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 大妻中学と高等学校のほうは、そちらの学校のほうにお任せするという形でいます。そして、嵐山町の中学生との意見交換会に関しては、大体委員の2倍ぐらいになるような形で子供さんをお願いしています。

すみません。地球温暖化に対する意見交換会なのですけれども、残念だったわけなのですけれども、実は嵐山町の第3次総合振興計画に関しての住民の方と町長との意見交換会は、3回やったのですけれども、1回目はゼロ、2回目は1人、3回目が2人という形で、やっぱり3回やって3人だったという状況があったので、私たちとしてはそれほど、何かがっかりするというよりもこれからやっていくしか、こうやって住民の方とのやり方を何度も何度も繰り返しながらやっていくという方向が一番いいのかなというふうに考えています。

○藤野幹男議長 ほかに。

第5番、吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 一つ聞きたいのですけれども、この4ページですか、温暖化対策についてということで、ブロックローテンションの廃止とありますけれども、農家に対してブロックローテンションは、これは一番大事な、減反政策で今一番いい事業ではないかなと思っているのですけれども、農家の考えを、考えたことあるのですか。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

渋谷委員長。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 これは以下を抽出するということで、特に抽出して要望したということではなく、どのようなことが抽出事項として上がったかということで、そのような意見が皆さんの中から上がったものをこのように出しているということです。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) では、これは一応案ということで、これは絶対こういうことをしないようにお願いします。

○藤野幹男議長 渋谷委員長。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 いいですか、これはするとかということではなくて、ブロックローテンションで水田の水張りをしたことが、地球温暖化の対策に関しては一つの方向として大切なことであるというふうに、皆さ

んでワークショップといいますか、どんなことがあるのだろうかといって、いろんなことをどんどん取り上げてきたものを全部上げたということで、これをしましょうとかしないとかいうことではありません。お断りしておきます。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) ブロックローテンションというのは、いろいろ補助金があるのですけれども、そういうことも考えて、水張りだけで補助金は来るのですか。

○藤野幹男議長 渋谷委員長。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 ですから、これは地球温暖化対策の補助金の問題ではなくて、ブロックローテンションを廃止して水張りをすると温度が低くなるのではないかという施策の一つとしてご提案があったものの一つで、それについてとやかくということではなく、皆さんが上げたものをどんどん出したわけで、これが要望事項でもなければ、施策として反映するというものでもなくて、それは一つの考え方としてあって、そのような補助金のこととか云々ということまではその中では話し合われていなくて、地球温暖化対策推進に関してどのようなことをやるか、文章をちゃんと読んでください。抽出するというふうな形で書いてあって、これは要望事項にするとか、政策として提案するとかということは書いてないのです。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

なお、常任委員会所管事務調査報告の中に、町に対する要望事項とございましたので、これの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じます。

◎特別委員会所管事務調査報告

○藤野幹男議長 日程第6、特別委員会所管事務調査報告を行います。

議会活性化特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

清水議会活性化特別委員長。

〔清水正之議会活性化特別委員長登壇〕

○清水正之議会活性化特別委員長 それでは、議会活性化特別委員会の報告を行います。

朗読と少しつけ足して報告をしたいというふうに思います。

嵐山町議会議長、藤野幹男様。

議会活性化特別委員長、清水正之。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告とします。

記

1 調査事項

議会活性化に向けた調査・検討について

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件である「議会活性化に向けた調査・検討について」を調査するため、6月18日、8月2日並びに8月9日に委員会を開催し、調査研究を行った。

(1)6月18日の委員会について

当日は、松本市と所沢市の条例及び視察先について検討した。

松本市の条例は、9章22条からなっており、所沢市は11章27条から成り立っている。所沢市の場合は、章が多いというのは、環境の関係が入っているということで多くなっています。

当日は、松本市の条例を中心に条文ごとに検討した。

次に、視察について検討を行いました。視察は行うことと決定し、視察先については松本市、所沢市、鶴ヶ島市、また6月定例会で可決された三芳町などが候補地として上がっている。これまで学んできた経過や複数の自治体を視察したいとの意見も出され、また交通の利便性も考慮して、所沢市と三芳町を視察することに決定した。

(2)8月2日の委員会について

当日は、所沢市と三芳町を視察した。

ア 所沢市の視察について

平成 20 年第 2 回定例会で議会基本条例制定に関する特別委員会の設置を決議し、平成 21 年第 1 回定例会にて議会基本条例(案)を全会一致で可決している。この間、10 回の特別委員会を開催している。素案づくりに当たっては、6 回の作業部会の開催や法政大学法学部教授、広瀬克哉氏に条例制定についての委託(地方自治法 100 条の 2)、公聴会の開催、パブリックコメントなどを実施している。また、執行部との協議も 2 回ほど行われている。

イ 三芳町の視察について

平成 21 年第 21 回臨時議会で議会改革特別委員会を 8 名で設置することを決議し、平成 22 年第 2 回定例会で議会基本条例(案)を全会一致で可決している。ただし、三芳町の議会改革特別委員会は、基本条例と同時に倫理条例についても同時に行っている。また、条例づくりに当たっては、全会一致を原則とし、一致していない条文については保留としているとのことである。

条例制定に当たっては、所沢市と同様な経過をとっているが、住民との意見交換会を地域ごとに 3 回開催しているのが特徴と考えられる。

いずれにしても、両市町ともしっかりとしたスケジュールを持って進められている。

(3) 8 月 9 日の委員会について

当日は、安藤総務課長に出席をいただき、7 月 28 日付町長から出され

た「一問一答方式について(依頼)」の4項目について具体的説明をいただき、協議に入った。この4項目については、1つとして、通告書の内容に一部わかりにくい表現があり、要旨を具体的に把握できず、質問要旨にそぐわない答弁となってしまったため、質問要旨はわかりやすく記載されたい。2番目として、通告書に記載された要旨と指定された答弁書以外にも答弁を求めるケースがあった。3番目として、通告書は、事務的、統計数値的な質問であったため、そのような答弁を作成したところ、実際の答弁は政策の方向性や考え方を問うものであった。4点目として、一般質問答弁書の調整、作成に時間を要するため、一般質問答弁書作成日の少なくとも14日前に配付されるようお願いいたしますという4項目でありました。

当日は、総務課長から1項目ずつ詳細について説明を受けました。とりわけ「一般質問答弁書配付日の少なくとも14日前に配付」という点については、「議会運営委員会開催後に配付」が原則となっている。しかも、議会運営委員会は、通例定例会開催予定日の1週間前となっている。しかし、答弁書作成の経過からして、一般質問の締め切りは2週間前といたしました。

執行部の答弁書の作成については、まずグループ制の長あるいは副課長が答弁書をつくる。それを課長が校正をし、副課長が校正をし、町長が見て、正式な答弁書になるということもあって、委員会ではここに記載をいたしましたように、一般質問の締め切りについては2週間前といたしました。ただし、議会運営委員会がその後の配付になるということで、答弁書の配付に

については、正副議長、議会運営委員会の正副委員長、事務局で確認後、質問の担当課に配付をするという暫定的な措置をとります。続いて、正式な通告書については、議会運営委員会を経た後に執行部に配付するということにいたしました。

また、議会基本条例制定に向けては、スケジュールを設けることが重要と考え、スケジュールの作成の協議を行いました。スケジュールは来年6月定例会の条例制定に向けて逆算で行う。公聴会、パブリックコメントなども十分反映できるスケジュールにする。また、専門的知見の活用については、補正予算上の観点からも11月ごろまでには結論を出したいというふうに考えています。

なお、スケジュールについては、次回会議に提案をし、協議をするということにいたしました。また、条例作成については条文から進め、前文作成とするということといたしました。

以上報告し、引き続き調査をしたいので、中間報告といたします。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時17分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○藤野幹男議長 日程第7、報告第3号 平成 21 年度嵐山町一般会計継続費精算報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第3号について説明をいたします。

報告第3号は、平成 21 年度嵐山町一般会計継続費精算報告についての件でございます。給食調理場建設事業について、継続年度が終了したので、地方自治法施行令第 145 条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 報告第3号の細部につきましてご説明を申し上げます。

開いていただきまして、平成21年度嵐山町一般会計継続費精算報告書でございます。事業名、給食調理場建設事業でございます。全体計画でございますが、平成20年度8,946万円、平成21年度2億1,374万円、計3億320万円でございます。

実績でございますが、支出済額、平成20年度8,946万円、平成21年度2億1,168万円、計3億114万円ございました。

比較であります。年割額と支出済額の差でございますが206万円ございました。それぞれの財源内訳につきましては、ご高覧願いたいと思います。

以上でございます。

○藤野幹男議長 説明及び細部説明を終わります。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○藤野幹男議長 日程第8、報告第4号 平成21年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第4号につきまして説明申し上げます。

報告第4号は、平成21年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 それでは、報告第4号の細部につきましてご説明を申し上げます。裏面をごらんください。

平成21年度嵐山町健全化判断比率報告書でございます。この報告書

につきましては、平成 19 年度決算から法律に基づきまして報告をさせていただいているものでございます。実質赤字比率でございますが、福祉、教育、まちづくりなど町の一般会計の赤字の程度を指標化いたしまして、財政運営の深刻度を示したものでございます。赤字ではありませんので、数値は表示されておられません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、すべての会計の赤字、黒字を合算しまして、町全体としての赤字の程度を指標化し、町としての運営の深刻度を示すものでございます。これにつきましても、全体を合算しても赤字ではありませんので、数字は表示されておられません。

実質公債比率でございますが、町の借入金の返済額及び一般事務組合等への返済額、こういったものを加味した公債費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。15.1%でございますが、前年度と比較いたしますと 0.1 ポイント上昇しております。

次に、将来負担比率でございますが、町の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担、現時点での残高の程度を指標化したものでございまして、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。122.4%、昨年度と比較いたしますと 11.9 ポイント上昇しております。括弧内につきましては、本町の早期健全化基準でございまして、この数値と対比していただきますと健全な財政運営が行われている状況がご理解いただけるかと思っております。

参考資料としてお配りをいたしました3ページをちょっとごらんいただきたいと思います。総括表になるわけでございますけれども、真ん中の一番右に実質公債比率がございます。先ほど申し上げましたように、平成 21 年度は 15.1%と、前年比 0.1 ポイント上がってしまったわけでございますけれども、そのわきに実質公債比率がございます。これは単年度でございますが、平成 21 年度のところを見ていただきますと 15.69861 と、前年に比較いたしますと 0.74735 ポイント、これは下がっているわけでございますけれども、この実質公債比率、3カ年の平均でございまして、19、20、21 を平均すると 15.1 になってしまうと。ちなみに、平成 18 年度でございますが、平成 18 年度が 14.7496 でございました。こういった関係から 18 年度の実質公債比率、これが抜けたため 0.1 ポイント増加してしまったということでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。将来負担比率の関係の総括表でございますけれども、まず左の一番上に地方債の現在高がございます。平成 21 年度は 59 億 303 万 4,000 円でございます。平成 20 年度はと申しますと 54 億 9,431 万 4,000 円、差し引きいたしますと 4 億 872 万円ほど地方債の現在高がふえている状況でございます。先ほど前年比 11.9 ポイント上昇したというふうに申し上げましたが、この地方債現在高の増加が主な原因ということでございます。

以下につきましては、ご高覧願いたいと思います。

以上でございます。

○藤野幹男議長 説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員に平成 21 年度嵐山町健全化判断比率に关しまして、監査委員の報告を求めます。

松本代表監査委員。

〔松本武久代表監査委員登壇〕

○松本武久代表監査委員 議長のお許しをいただきましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づき、嵐山町の健全化判断比率について審査しましたので、ご報告を申し上げます。

審査は、去る7月 21 日、役場執行部控室におきまして、安藤監査委員とともに実施いたしました。各健全化判断比率は、早期健全化基準を下回るかまたは算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、細部につきましては、決算審査意見書をご高覧いただき、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、甚だ簡単でございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

以上で、説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○藤野幹男議長 日程第9、報告第5号 平成21年度嵐山町資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第5号につきましてご説明申し上げます。

報告第5号は、平成21年度嵐山町資金不足比率の報告についての件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会に報告にするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、報告第5号の細部説明をさせていただきたいと思えます。

まず、裏面をお開きをいただきたいと思えます。資金不足比率報告書でございますが、水道事業会計、下水道事業特別会計ともに、資金不足はございませんので、表示的にはハイフンで表示をさせていただいております。

次に、参考資料をごらんをいただきたいと思えます。まず、参考資料の一番上段の右側でございますが、そのところに流動資産、(3)のところに記載をされているかと思えますが、14億3,217万8,000円から流動負債、(1)のところに記載をされていると思えます。1億8,337万8,000円を差し引きますと、下の次の段の(8)のところに記載をされておりますが、その差引額が12億4,880万円となりまして、この額がマイナスとならないために、先ほどの報告書のところの資金不足比率のところをハイフンで表示をさせていただいております。

次に、今申し上げましたのが水道事業会計でございます。次に、下水道事業特別会計の参考資料の部分をごらんをいただきたいと思えます。上から3段目のところの(3)のところの歳入額8億5,843万7,000円から(1)の歳出額8億1,320万6,000円を差し引きますと、一番下の段の(8)のところに4,523万1,000円と、この差引額があるわけでございます。したがって、下水道事業特別会計につきましても資金不足にはならないという

ことで、先ほどの報告書のとおりハイフンで表示をさせていただいたところ
でございます。

なお、報告書の備考の欄でございますが、ここにつきましては事業の規
模ということで、金額を記載させていただいているものでございます。

水道事業会計につきましては、営業収益から受託工事費を差し引いた
額でございます、4億 7,548 万 2,000 円となるものでございます。

次に、下水道事業特別会計でございますが、下水道事業特別会計につ
きましては、下水道の使用料とその他の収入額を記載をさせていただいて
おります。1億 9,180 万 6,000 円となるものでございます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたし
ます。

○藤野幹男議長 説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員に平成 21 年度嵐山町資金不足比率に関しまして、監査
委員の報告を求めます。

松本代表監査委員。

〔松本武久代表監査委員登壇〕

○松本武久代表監査委員 議長のお許しをいただきましたので、地方公共
団体の財政の健全化に関する法律第 22 条に基づき、嵐山町の資金不足
比率を審査しましたので、ご報告申し上げます。

審査は去る7月 21 日、役場執行部控室におきまして、安藤監査委員とと

もに実施いたしました。資金不足比率は算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、細部につきましては決算審査意見書をご高覧いただき、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、甚だ簡単でございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎議案第 51 号～議案第 57 号の上程、説明、質疑

○藤野幹男議長 日程第 10、第 51 号議案 平成 21 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第 11、議案第 52 号 平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第 12、第 53 号議案 平成 21 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認

定についての件、日程第 13、第 54 号議案 平成 21 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第 14、第 55 号議案 平成 21 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第 15、第 56 号議案 平成 21 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算についての件及び日程第 16、第 57 号議案 平成 21 年度嵐山町水道事業決算認定についての件、以上の決算議案7件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 それでは、議案第 51 号から順次ご説明を申し上げます。

議案第 51 号は、平成 21 年度嵐山町一般会計補正予算歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額 69 億 8,489 万 6,435 円、歳出総額 67 億 7,054 万 2,389 円であり、歳入歳出差引額は 2 億 1,435 万 4,046 円から繰越明許費繰越額 5,892 万 8,000 円を差し引いた実質収支額は 1 億 5,542 万 6,046 円であります。なお、実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額はございません。

続きまして、議案第 52 号についてご説明申し上げます。議案第 52 号は、平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額 18 億 4,049 万 9,277 円、歳出総額 17 億

6,478万8,347円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は7,571万930円であり、基金繰り入れはございません。

続きまして、議案第53号についてご説明申し上げます。議案第53号は、平成21年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額2,409万1,599円、歳出総額1,329万9,036円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は1,079万2,563円であり、基金繰り入れはございません。

続きまして、議案第54号についてご説明申し上げます。議案第54号は、平成21年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額1億3,478万6,817円、歳出総額1億3,323万4,278円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は155万2,539円であり、基金繰り入れはございません。

続きまして、議案第55号についてご説明申し上げます。議案第55号は、平成21年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額9億6,283万5,188円、歳出総額9億518万8,855円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は5,764万6,333円でありまして、基金繰り入れはございません。

続きまして、議案第56号についてご説明申し上げます。議案第56号は、平成21年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額8億5,843万7,494円、歳出総額8億1,320万

6,390 円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は 4,523 万 1,104 円であり、基金繰り入れはございません。

以上、議案第 51 号から議案第 56 号は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

続きまして、議案第 57 号についてご説明申し上げます。議案第 57 号は、平成 21 年度嵐山町水道事業決算認定についての件でございます。平成 21 年度の業務状況は、給水人口 1 万 8,917 人、給水戸数 7,344 戸、年間総配水量 302 万 5,324 立方メートル、総有収水量 267 万 1,745 立方メートル、有収率は 88.31%と前年度に比べて 2.51 ポイントの増となりました。

経営状況は、税抜きで事業収益 4 億 8,336 万 882 円に対しまして事業費用は 3 億 9,892 万 7,460 円で、当年度純利益は 8,443 万 3,422 円であります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入額 400 万円に対しまして、支出額 1 億 9,638 万 7,843 円で、不足する額 1 億 9,238 万 7,843 円は、減債積立金、建設改良積立金等で補てんをいたしました。

以上、議案第 57 号は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、なお細部につきましては

ては関係管理者及びそれぞれ担当課長より説明をさせていただきます。

○藤野幹男議長 続いて、田幡会計管理者兼会計課長から、一般会計歳入歳出決算及び財産に関する調書についての細部説明を求めます。

田幡会計管理者兼会計課長。

〔田幡幸信会計管理者兼会計課長登壇〕

○田幡幸信会計管理者兼会計課長 それでは、議案第 51 号 平成 21 年度一般会計歳入歳出決算につきまして、その内容を説明申し上げます。

歳入から申し上げます。決算書の 14 ページ、15 ページをお願いいたします。1 款町税ですが、調定額 30 億 8,128 万 1,765 円に対しまして収入済額は 28 億 2,264 万 4,267 円で、前年度に比較しまして 1 億 9,439 万 817 円の減額となりました。徴収率は 91.6%、前年より 0.1% 下回りました。歳入総額に占める町税の割合は、40.4% でありました。また、不納欠損額は 774 万 9,910 円、内訳は町民税 348 万 4,729 円、固定資産税 408 万 9,481 円、軽自動車税 17 万 5,700 円であります。収入未済額は 2 億 5,088 万 7,588 円でございます。

町税減額の主なものは、町民税個人の現年課税分が 4,320 万 1,807 円の減額、法人の現年課税分が 8,780 万 6,500 円の減額、固定資産税、現年課税分で 6,060 万 3,172 円の減額、町たばこ税が 769 万 4,462 円の減額でありました。

18 ページ、19 ページをお願いいたします。6 款地方消費税交付金です

が、収入済額は1億 9,253 万 7,000 円で、前年度に比較しまして 1,208 万 8,000 円の増額でありました。次に、8款自動車取得税交付金ですが 4,822 万円で、前年度に比較しまして 3,123 万 2,000 円の減額となりました。

次に、10 款地方交付税ですが、収入済額は6億 8,474 万 5,000 円で、1億 9,321 万 2,000 円の増となりました。

次のページをお願いいたします。12 款分担金及び負担金ですが、収入済額は、7,608 万 3,520 円で、1,687 万 4,960 円の減額となりました。

次に、26 ページ、27 ページをお願いいたします。14 款国庫支出金ですが、収入済額は9億 7,858 万 8,944 円で、前年度に比較しまして3億 160 万 6,134 円の増額となりました。増額の主なものは、3節及び次の5節、6 節の地域活性化関係交付金、合わせまして1億 7,479 万 3,000 円。それから、次のページですけれども、4節定額給付金支給事業補助金2億 9,382 万 7,325 円、そして4目、5目にありますまちづくり交付金、合わせまして1億 8,460 万円でありました。

次に、30 ページ、31 ページをお願いいたします。15 款県支出金ですが、収入済額は3億 2,087 万 1,254 円で、前年度に比較しまして 6,110 万 3,147 円の増額となりました。

40 ページ、41 ページをお願いいたします。18 款繰入金ですが、収入済額は2億 5,303 万 1,510 円で、前年度に比較しまして 5,098 万 6,143

円の減額となりました。

次に、48 ページ、49 ページをお願いいたします。21 款町債ですが、収入済額は 10 億 6,370 万 9,000 円で、前年度に比較しまして6億 1,892 万円の増額となりました。主なものは、まちづくり交付金事業債、農林、土木、消防、教育、合わせまして3億 5,870 万円、2目3節平沢土地区画整理事業貸付債3億 8,750 万円、それから次のページになりますが、臨時財政対策債3億 1,240 万 9,000 円であります。

歳入合計ですが、調定額 73 億 1,951 万 7,041 円、収入済額 69 億 8,489 万 6,435 円で、前年度に比較しまして9億 5,227 万 8,843 円の増額となりました。また、不納欠損額は 774 万 9,910 円、収入未済額は3 億 2,687 万 696 円であります。

続きまして、歳出でございますが、54 ページ、55 ページをお願いいたします。2款総務費ですが、支出済額は 13 億 5,497 万 1,433 円で、前年度に比較しまして3億 5,157 万 4,055 円の増額となりました。

主なものは、67 ページをお願いいたします。備考欄中 06、ふるさとづくり基金管理事業の中で、ふるさとづくり基金積立金 5,524 万 5,615 円、それから 69 ページをお願いいたします。備考欄 01、財政調整基金管理事業、財政調整基金積立金2億 481 万 9,646 円、それから 71 ページ、備考欄をお願いいたします。82、定額給付金事業2億 9,411 万 7,615 円等でございます。

次に、90 ページ、91 ページをお願いいたします。3款民生費ですが、支出済額は13億4,005万2,007円で、前年度に比較しまして7,987万3,499円の増額となりました。繰越明許費は423万9,000円で、児童福祉総務費の電算委託料が繰り越しとなりました。

増額の主なものは、97 ページをお願いいたします。備考欄19、福祉基金管理事業、福祉基金積立金4,143万935円、それからずっと飛んできたきまして107 ページですが、備考欄04、学童保育室事業、15 工事請負費は、菅谷学童保育室新築工事等2,149万8,750円、それから05、こども医療費給付事業3,744万4,547円等であります。

次に、110 ページ、111 ページをお願いいたします。4款衛生費ですが、支出済額は4億8,494万1,532円で、前年度に比較しまして1,677万3,342円の増額となりました。主なものは、119 ページをお願いいたします。備考欄03、妊婦健康診査事業899万5,116円、それから123 ページ、備考欄をおをお願いいたします。01、ごみ減量化推進事業、2生ごみ処理器設置補助金41万2,000円、それから08、一部事務組合塵芥処理費負担事業、小川地区衛生組合負担金1億6,860万7,000円であります。

次に、124 ページ、125 ページをお願いいたします。6款農林水産業費ですが、支出済額は1億1,428万5,026円で、前年度に比較しまして1,710万7,081円の増額となりました。

主なものは、133 ページ、備考欄をおをお願いいたします。02、農業用施設

整備事業 3,268 万 2,809 円で、これの 15 工事請負費 1,702 万 5,000 円は、鎌形地内や小川地内等の農道整備工事等でありました。

次に、138 ページ、139 ページをお願いいたします。8 款土木費ですが、支出済額は 13 億 5,028 万 4,036 円で、前年度に比較しまして 2 億 9,659 万 461 円の増となりました。繰越明許費は 1 億 1,003 万 8,000 円で、平沢土地区画整理事業補助金をはじめとする地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業やまちづくり交付金事業等の 11 事業が繰り越しとなりました。増額の主なものは、149 ページ、備考欄ですが、02、平沢土地区画整理事業、21、貸付金 4 億円であります。

次に、152 ページ、153 ページをお願いいたします。9 款消防費ですが、支出済額は 3 億 5,633 万 1,427 円で、前年度に比較しまして 3,830 万 5,213 円の増額となりました。繰越明許費は 6,059 万 5,000 円で、防災広場整備工事等 4 事業が繰り越しとなりました。

増額の主なものは、155 ページをお願いいたします。備考欄、01、防災対策事業、13、委託料、ハザードマップ作成業務委託 99 万 2,550 円で、18、備品購入費、防災倉庫及び防災資機材一式等 1,566 万 6,800 円。次の 157 ページ、備考欄、05、防災施設整備事業 1,721 万 2,778 円等でありました。

次に、156 ページ、157 ページをお願いいたします。10 款教育費ですが、支出済額は 8 億 8,587 万 1,454 円で、前年度に比較しまして 2 億 3,407

万8,080円の増額となりました。繰越明許費は3,483万8,000円で、(仮称)ふれあい交流センター設計業務委託料等10事業が繰り越しとなりました。

増額の主なものは、173ページをお願いいたします。備考欄、06、小学校施設改修事業、15、工事請負費、菅谷小学校床改修工事4,002万6,000円。

それから、199ページをお願いいたします。備考欄の02、指定文化財保存管理事業、15、工事請負費、日本赤十字社埼玉県支部旧社屋保存工事577万5,000円。

それから、209ページをお願いいたします。04、給食調理場建設事業2億7,119万2,487円等であります。

次に、210ページ、211ページをお願いいたします。12款公債費ですが、支出済額は7億4,428万5,578円で、前年度に比較しまして7,289万4,475円の減額となりました。

212ページ、213ページをお願いいたします。歳出合計ですが、支出済額は67億7,054万2,389円、前年度に比較しまして9億6,404万3,914円の増額となりました。また、繰越明許費は26事業2億971万円、不用額は1億2,111万7,611円となりました。

次に、財産に関する調書ですが、343ページをお願いいたします。公有財産、(1)土地及び建物ですが、土地の決算年度末現在高は、行政財産、

普通財産合わせまして91万9,586平方メートル、建物の決算年度末現在高は、行政財産、普通財産合わせまして5万2,484平方メートルとなりました。

下段の表の行政財産の数値に変更が生じたところの変更理由を申し上げます。土地のうち学校の1,378平方メートルの増は、新しくなりました嵐山幼稚園、新嵐山幼稚園4,100平方メートルの増、また前の幼稚園、旧嵐山幼稚園の2,722平方メートルの減の差し引きであります。建物のうち学校の木造425平方メートルの減は、旧嵐山幼稚園の減、非木造の566平方メートルの増は、新嵐山幼稚園638平方メートルの増と前の旧嵐山幼稚園71.40平方メートルの減の差し引きあります。また、その他の施設の建物の非木造722平方メートルの増は、給食調理場であります。

次のページをお願いいたします。普通財産ですが、土地のうち宅地1,378平方メートルの減は、先ほどの新旧幼稚園の関係でございます。雑種地の1,269平方メートルの増は、新嵐山幼稚園の駐車場でございます。建物、木造の宅地562平方メートルの増は、旧嵐山幼稚園の425平方メートルの増及び菅谷学童保育室ひまわり第二クラブの137平方メートルの増であります。非木造の宅地567平方メートルの減は、旧鎌形小学校638平方メートルの減及び旧嵐山幼稚園71平方メートルの増であります。

次のページをお願いいたします。(2)、出資による権利でございます。21年度は、住宅資金貸付預託金を600万円減額し、決算年度末現在高は

600万円となりました。出資による権利の決算年度末現在高は14件、1億692万円となりました。

次のページをお願いいたします。2、物品でございます。金額が50万円以上のものを記載してあります。自動車、テレビ、それから給食調理場建設に伴う調理場物品等に変更がございました。ご高覧願います。

次のページをお願いいたします。3、基金の状況でございます。それぞれ取り崩し、積み立て等を行いまして、決算年度末の基金設定等の総額は5億8,429万3,000円となりました。このうち奨学資金貸付基金をはじめとする定額運用基金は5基金で、決算年度末現在高は総額で1億2,400万円であります。運用状況につきましては、別に配付いたしました定額基金運用状況調書をご高覧願います。また、その他の基金は、財政調整基金ほか8基金で、決算年度末現在高は4億6,029万3,000円となりました。

以上、簡単ですが、議案第51号平成21年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、平成21年度主要な施策の説明書を配付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 会議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

午後の再開は1時30分といたします。

休 憩 午後 零時04分

再 開 午後 1時30分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳入歳出決算の細部説明を続行いたします。

続いて、各特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

まず、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、老人保健特別会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、議案第 52 号 平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出会計の細部につき、ご説明を申し上げます。

初めに、主要な施策の説明書のほうをごらんいただきたいと思います。

149 ページでございます。1の(1)、被保険者・世帯数の状況の表をごらんください。平成 21 年度末現在で加入世帯数は 3,017 世帯、被保険者数は退職と一般で 5,477 人です。町全体に占める割合は、世帯で 41.0%、人口で 28.9%となっております。

次に、2、決算の概要、(1)の総括収支の状況の表をごらんください。平成 21 年度決算は、平成 20 年度に比較し歳入で約 7,400 万円、歳出で約 2,900 万円の増額となっております。翌年度繰越額は、7,571 万 930 円で

ございます。繰越額が多くなっております主な理由は、保険給付の上半期の大幅な伸びが下半期は落ち着いたことによりまして、歳出予算に不用額が生じたものでございます。さらに、細部につきましては、歳出の該当項目で説明をさせていただきます。

次に、150 ページ、(2)、歳入の状況の表をごらんください。歳入の主なものは、区分の1、国民健康保険税が構成比率で 28.2%、3、国庫支出金 22.8%、5、前期高齢者交付金 17.7%、8、共同事業交付金 11.6%でございまして、この4項目で歳入全体の 80.3%を占めております。

次に、(3)、歳出の状況の表をごらんください。区分の2、保険給付費が構成比 67.2%で、歳出の大半を占めております。続いて、3、前期高齢者支援金等が 13.4%、7、共同事業拠出金が 11.2%であり、この3項目で歳出の 91.8%となっております。

3、保険税の状況で、151 ページの(1)、収納状況の表ですが、収納率、計欄をごらんいただきますと、収納率は全体で 79.61%であり、前年度の 79.35%に比較し 0.26 ポイント上がっております。

次に、(2)、保険税の不納欠損内訳の表ですが、時効の成立、これが 18 条の第1項及び居所不明等 15 条の7第4項の理由によりまして、延べ件数で 651 件、金額で 1,070 万 1,500 円を不納欠損しております。

以下につきましては、決算書に基づいて説明をさせていただきます。決算書 226 ページをごらんいただきたいと思います。

226 ページでございますが、まず歳入でございます。1款国民健康保険税は、一般、退職を含めて収入済額5億 1,903 万 2,715 円で、対前年度では 179 万 3,653 円の減となっております。2款は説明を省略させていただきまして、228 ページをお願いいたします。3款国庫支出金ですが、収入済額4億 2,043 万 7,522 円で、対前年度 3,837 万 6,610 円の増となっております。内訳としましては、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金が3億 5,006 万 2,394 円で、これは療養給付費分及び介護納付金分の納付に要する費用の国負担分が交付されたものでございます。2目高額医療費共同事業費負担金は 1,112 万 7,467 円で、標準高額医療費拠出金の4分の1に相当する額が交付をされました。5目特定健康診査等負担金は 281 万円で、特定健康診査及び特定保健指導に対して対象経費の3分の1が交付をされたものでございます。

次に、2項国庫補助金の1目財政調整交付金は、収入済額 5,478 万 1,000 円です。財政力の不均衡を調整するために交付される普通調整交付金とヘルスアップ事業など特別事情に応じ交付される特別調整される交付金が、それぞれ交付されたものでございます。

次に、4款療養給付費交付金は、収入済額1億 1,712 万 351 円で、退職被保険者等に係る医療給付に対し支払基金から交付されたものでございます。

次に、230 ページ、5款前期高齢者交付金は、収入済額3億 2,676 万

4,759 円で、対前年度 5,618 万 4,690 円の増となっております。

次に、6 款県支出金ですが、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金は、国庫負担金と同様に標準高額医療費拠出金の 4 分の 1 に相当する額 1,112 万 74,676 円が交付されました。また、2 目の特定健康診査等負担金も、国庫負担金と同額が県負担分として交付をされております。

2 項県補助金の 2 目第 1 号県調整交付金は、収入済額 5,856 万 9,000 円です。これは、定率国庫負担が平成 17 年度から段階的に減少したことに対する激変緩和として減少分が交付をされているものでございます。

3 目の第 2 号県調整交付金は、収入済額 2,461 万 1,000 円で、人件費、レセプト点検、人間ドック等の実施に対し交付をされたものでございます。

次に、8 款共同事業交付金は、収入済額 2 億 1,336 万 5,511 円です。

232 ページをお願いいたします。1 項 1 目共同事業交付金は、レセプト 1 件 80 万円を超える高額療養費について、当該超える額の 100 分の 59 に相当する額が交付されたもので、対象件数は 176 件でございます。また、2 目の保険財政共同安定化事業交付金は、1 件 30 万円を超えるレセプトについて 100 分の 59 に相当する額が交付されたものでございまして、対象件数は 846 件でございます。

9 款は説明を省略させていただきます。

次に、10 款繰入金ですが、1 項 1 目一般会計繰入金は、収入済額 5,564 万 5,261 円です。その内訳ですが、1 節保険基盤安定繰入金として

低所得者に係る保険税軽減相当額の 1,765 万 5,360 円が、2節の出産育児一時繰入金は、支給基準額の3分の2に相当する額 773 万 2,000 円が、3節の国保財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化、税負担の標準化に資するための繰り入れた額で 758 万 1,053 円が、4節のその他繰入金は、事務費にかかわる経費の 1,550 万 9,000 円が、そして5節の保険基盤安定繰入金は、保険税軽減対象になった被一般被保険者数に応じて算定した額 716 万 7,848 円が繰り入れられたものでございます。

次に、2項基金繰入金ですが、保険給付費支払い準備基金より 3,500 万円を繰り入れております。

次に、234 ページをお願いいたします。11 款繰越金でございますが、収入済額 3,067 万 3,008 円で前年度繰越金でございます。

次に、12 款諸収入ですが、236 ページをお開きいただきまして、4項5目の雑入が予算額 44 万 1,000 円に対し収入済額が 636 万 8,517 円で、590 万円ほど増額となっておりますが、これは住民健診等の一部負担金のほかに過年度分の診療報酬返還金 561 万 6,079 円が診療機関より返還されたものを収入したものでございます。

次の6目過年度収入は、3月補正で計上させていただきましたが、平成19年度の老人保健医療費拠出金の過払い分が確定に伴い還付されたものでございます。

以上、歳入でございますが、歳入合計欄をごらんいただきまして、調定

額 19 億 7,345 万 9,588 円に対し、収入済額 18 億 8,049 万 9,277 円で、不納欠損額 1,070 万 1,500 円でございます。収入未済額は1億 2,225 万 8,811 円でございます。

次に、238 ページ、歳出に入らせていただきます。1 款総務費は、支出済額は 1,503 万 2,825 円です。人件費、事務執行経費等の支出ですが、説明は省略をさせていただきます。

次に、240 ページをお願いいたします。2 款保険給付費は、支出済額 11 億 8,521 万 6,988 円です。対前年度で申し上げますと 5,449 万 5,150 円の増額であり、4.8%の伸びとなっております。しかしながら、不用額が 8,430 万 5,012 円と多額となっております、これが先ほど説明申し上げました繰越額につながった主な理由となっております。これは、1 項療養諸費及び 242 ページの 2 項高額療養費がともに上半期において大幅に伸びたために、12 月定例会におきまして増額の補正をお願いいたしましたが、下半期におきましてはともに前年度並みに落ち着いたことから、予算との差額が生じたものでございます。

さらに、詳しく申し上げますと、療養諸費については上半期は対前年度の伸び率が 10.3%であったものが、下半期はマイナスの 0.1%に、高額療養費につきましては上半期対前年度伸び率が 21.6%であったものが、下半期はマイナス 4.1%になったものでございます。

次に、240 ページに戻っていただきまして、保険給付費の内訳としまして

は1項1目一般被保険者療養給付費の支払い済み額が9億3,093万3,152円で、その件数は6万154件です。前年度と比較しまして3,289件、8,536万7,288円の増となっております。2目退職被保険者等療養給付費は1億16万7,916円で、件数は6,690件でございますが、前年度と比較し1,498件、3,985万5,233円の減となっております。3目から5目については省略をさせていただきます。

242ページをお願いいたします。2項高額療養費は、支出済額1億2,206万1,165円です。一般被保険者分1,556件、退職被保険者分157件ございました。

次に、4項1目出産育児一時金は、支出済額が1,054万円、件数は27件で、対前年度では7件の増となっております。なお、21年10月から1件38万円を42万円に引き上げがされております。

次の244ページにかけまして、5項1目葬祭費は、支出済額225万円で、件数は45件でございます。

次に、3款後期高齢者支援金等は、支出済額2億3,615万8,546円です。後期高齢者医療制度の創設に伴いまして被保険者に係る負担対象額の12分の1に相当する額を支出しております。

4款、5款は省略をさせていただきます。246ページにかけましては、6款介護納付金ですが、支出済額8,912万3,905円で、支払基金に納付をいたしましたものでございます。7款共同事業拠出金は、支出済額1億9,740

万 5,165 円です。この制度は、県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るために、1件 30 万円を超える医療費を対象に一定割合により拠出をしたものでございます。

次に、8款保健事業費は、支出済額 2,354 万 469 円です。この中で1項1目の疾病予防費は、支出済額 1,389 万 268 円で、人間ドック、脳ドック、子宮がん及び乳がん等の検診委託料が主なものでございます。受診者数等は、主要な施策の説明書に記載させていただいておりますので、ご高覧をいただきたいと思います。

次に、248 ページをお願いいたします。2項の特別健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導にかかわるものですが、889 万 2,201 円を支出しております。特定健康診査の受診結果ですが、目標率は 40%でございましたが、実施率は人間ドック受診者も含めて 29.5%となっております。不用額が 705 万 7,799 円となっておりますが、主に特定健康診査委託料でございます。

9款基金積立金は、保険給付費支払い準備基金へ利子分も含め 1,501 万 2,350 円の積み立てを行っております。この結果、基金の 21 年度末現在高は 2,685 万 9,032 円となっております。

10 款以下については、説明を省略させていただきます。

以上、歳出でございますが、250 ページ、歳出合計欄をごらんいただきまして、支出済額は 17 億 6,478 万 8,347 円、不用額 1 億 758 万 4,653

円でございます。

次に、252 ページ、実質収支に関する調書でございますが、区分の3、歳入歳出差引額は 7,571 万 930 円で、実質収支額も同額でございます。

続きまして、議案第 53 号 平成 21 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして細部説明をさせていただきます。決算書の 260 ページをお願いいたします。

まず、本会計の 21 年度決算の特徴ですが、老人保健制度の廃止に伴いまして、21 年度分は過年度精算分に関する決算となっております。

では、歳入ですが、1 款は省略をさせていただきます、2 款国庫支出金は、収入済額 983 万 9,750 円であります。過年度分が精算交付されたものでございます。

次に、4 款繰入金は一般会計からの繰入金で、収入済額 409 万円です。医療費分として、医療給付費額の 12 分の 1 に相当する額 56 万 2,000 円を、事務費分として 71 万 7,000 円を、さらに国庫負担金等の現年度未交付分として 281 万 1,000 円を繰り入れさせていただいたものでございます。

次の 262 ページにかけましては、5 款繰越金ですが、前年度繰越金で 486 万 3,803 円でございます。

次に、6 款諸収入の 3 項 3 目雑入で 519 万 9,506 円の収入がございしますが、これは医療機関から過誤申請分が返還されたものでございます。

以上、歳入でございますが、調定額、収入済額とも 2,409 万 1,599 円

でございました。

次に、264 ページの歳出をお願いいたします。1款総務費は省略をさせていただきますまして、2款医療諸費ですが、支出済額4万1,285円で、不用額が701万6,715円となっております。これは、過年度診療分の請求が現物分4件、現金分2件と少なかったことによるものでございます。

次に、3款諸支出金ですが、主として次の266 ページにかけての2項1目一般会計繰出金で、1,266万4,668円です。これは、20年度に一般会計より国庫負担金等の未交付分として概算額を繰り入れたものを精算し、返還させていただいたというものでございます。

以上、歳出でございまして、支出済額は1,329万9,036円、不用額926万6,964円でございます。

次に、268 ページの実質収支に関する調書でございますが、3の歳入歳出差引額は1,079万2,563円でございます。実質収支額も同額でございます。

続きまして、議案第54号平成21年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。276 ページをお願いいたします。

本会計は、後期高齢者医療保険料の徴収及び納付に関する事業費が主な内容でございます。では、歳入から説明させていただきますが、1款後期高齢者医療保険料は、収入済額1億513万4,460円です。特別徴収及

び普通徴収によるものですが、本町の収納率は特別徴収分が100%、普通徴収の現年度分が99.12%でございました。

次に、4款繰入金は、収入済額2,875万3,000円で、一般会計から事務費分及び保険基盤安定分を繰り入れをしております。なお、保険基盤安定繰入金は、低所得者保険料軽減分の4分の1の町負担分を繰り入れたものでございます。

5款繰越金は、前年度繰越金で、収入済額66万9,094円でございます。

278 ページですが、6款は省略をさせていただきます。

以上、歳入ですが、収入済額は1億3,478万6,817円でございます。

次に、280 ページ、歳出をお願いいたします。1款総務費は、支出済額115万570円で、保険料徴収に要する事務経費でございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額1億3,186万58円で、これは徴収した保険料に保険料軽減分の町負担分を加えた額を納付したものでございます。

3款につきましては、省略をさせていただきます。

以上歳出ですが、282 ページをごらんいただきまして、支出済額1億3,323万4,278円、不用額771万3,722円でございます。

次に、284 ページの実質収支に関する調書でございますが、3の歳入歳出差引額は155万2,539円で、実質収支額も同額でございます。

以上をもちまして、細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算について細部説明を求めます。

山岸高齢福祉担当副課長。

〔山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長登壇〕

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、議案第55号 平成21年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、最初に主要な施策の説明書185ページをごらんください。

1の被保険者世帯数の状況でございますが、平成21年度末現在の第1号被保険者がいらっしゃいます世帯数は3,040世帯で、全世帯数の41.6%となっております。第1号被保険者の人数につきましては4,303人で、昨年度末から121人の増加となっており、こちらにつきましては人口の22.68%に当たります。増減の内訳につきましては、(3)のとおりでございます。

次に、(4)の所得段階別の第1号被保険者数の状況でございますが、平成21年度は所得段階がこれまでの6段階から8段階に変更しております。段階別の人数につきましては、特例第4段階の方が1,074人と最も多く25%を占めておりまして、次いで第6段階の方が636人、14.8%となって

おります。

次のページをごらんください。(5)は要介護、要支援の認定者数の状況でございます。年度末における認定者数は571人で、昨年度と比べますと25人の増となっております。介護度別に見ますと要介護2の方が最も多く、103人で18%、次いで要支援2の方が92人、16.1%の割合となっております。

続きまして、(6)は、居宅介護サービスの受給者数の状況でございます。認定を受けている方571人のうち298人、52.2%の方が居宅介護サービスを利用されております。(7)の地域密着型サービスの受給者数につきましては、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームを利用されている方の人数でございます。年度末において20人となっております。

次のページの(8)は、施設介護サービスの受給者数の状況でございます。年度末121人の方が利用されております。認定を受けている方の21.2%を占めておりまして、昨年度末と比較いたしますと10人の増となっております。

(9)のサービス未利用者数につきましては132人で、認定を受けられている方の23.1%に当たります。昨年度と比べますと9人の増となっております。未利用の方につきましては、比較的介護度が低い方は住宅改修の実施や福祉用具を購入され、ご家族の介護によって過ごされているケース、また介護度の重い方で利用されていない方につきましては、介護認定を受け

られたものの入院となったケースなどが多いと思われます。

それでは、恐れ入りますが決算書のほうの 296 ページをごらんください。事項別明細書の歳入の1款保険料でございますが、調定額2億 1,533 万 3,348 円、収入済額2億 435 万 2,674 円、不納欠損額4万 2,872 円、収入済額 1,093 万 7,802 円となりまして、歳入決算額に占める割合は 21.2%でございます。収納率は 94.9%で、前年度と比較いたしまして 0.86%下回っております。内訳といたしまして、特別徴収が 100%、普通徴収の現年度分が 87.18%、滞納繰り越し分が 7.75%となっております。

不納欠損額4万 2,872 円につきましては、死亡1件、居所不明1件の2件分でございます。滞納の状況でございますが、1,093 万 7,802 円で、実人数は 134 人となっております。

次に、3款の国庫支出金でございますが、収入済額1億 7,507 万 1,150 円でございます。このうち1項国庫負担金の介護給付費負担金が、定率負担分といたしまして1億 5,049 万円交付されております。

2項国庫補助金の調整交付金につきましては、後期高齢者の比率や所得区分による市町村間の格差を調整するもので、平成 21 年度調整基準標準給付費の 2.45%、1,895 万 5,000 円が交付されております。

続きまして、298 ページをごらんください。4款の支払基金交付金でございますが、収入済額が2億 4,120 万 9,631 円で、これは第2号被保険者の保険料でございます。社会保険診療報酬支払基金から 21 年度の標準

給付費及び介護予防事業費の30%が交付されたものでございます。

次に、5款の県支出金の収入済額1億2,376万75円につきましては、1項の県負担金といたしまして介護給付費の定率負担分1億9,024万7,000円、2項の県補助金は地域支援事業の定率負担分として281万3,075円が交付されております。

次に、300ページをごらんください。7款の繰入金でございますが、収入済額1億2,889万7,233円で、このうち1項の一般会計からの繰入金といたしまして介護給付費繰入金が1億545万9,000円で、町負担分として21年度の標準給付費の12.5%を一般会計から繰り入れたものでございます。

また、2項基金繰入金につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰り入れ614万233円でございます。介護従事者の処遇改善のために介護報酬の改定が行われたことに伴う第1号被保険者の保険料の上昇を抑制するため、繰り入れを行ったものが主なものでございます。

8款繰越金につきましては、収入済額8,915万9,718円を前年度から繰り越したものでございます。

304ページをごらんいただきたいと思っております。歳入合計でございますが、予算現額が9億7,541万1,000円、調定額が9億7,381万5,862円、収入済額9億6,283万5,188円、不納欠損額4万2,872円、収入未済額1,093万7,802円となっております。

続きまして、306 ページの歳出をごらんください。1款の総務費でございますが、支出済額 1,357 万 232 円となっております。そのうち3項の介護認定審査会費 960 万 5,768 円につきましては、比企広域市町村圏組合の負担金及び認定申請の際必要となります主治医の意見書作成料が主なものとなっております。

308 ページをごらんください。2款保険給付費は支出済額が7億 8,494 万 6,955 円でございます。歳出決算額の 86.7%を占めております。1項の介護サービス等諸費のうち1目の居宅サービス介護給付費2億 5,810 万 9,301 円は、指定居宅介護サービス事業者が要介護者に提供した居宅介護サービスにつきまして、その費用の9割を給付したものでございまして、年度末で 298 人の方が利用されておりました。

3目の地域密着型介護サービス給付費の支出済額 5,138 万 5,186 円は、グループホームの事業者に対し費用の9割を給付したもので、年度末で 20 人の利用者となっております。

310 ページをごらんください。5目の施設介護サービス給付費につきましては、支出済額が3億 5,965 万 8,826 円で、年度末現在 121 人の方の利用でございます。9目の居宅介護サービス計画給付費は支出済額 2,903 万 8,578 円で、要介護者のケアプランを作成した費用といたしまして 2,526 件分を居宅介護支援事業者に9割給付したものでございます。

2項の介護予防サービス等諸費につきましては、支出済額 3,724 万

8,656 円で、これは、介護認定におきまして要支援1または2と判定された方に対しサービスが提供されたものでございます。

312 ページをごらんください。4項の高額介護サービス等費の支出済額 1,407 万 9,303 円でございますが、サービス経費の1割に当たる利用者負担額が一定額を超え高額になった場合、償還払いで給付したものでございまして、1,267 件分となっております。

314 ページをごらんください。6項1目の特定入所者介護サービス費の支出済額 3,081 万 9,870 円につきましては、低所得の方の介護保険施設等における食費、居住費の負担限度額を超えた分につきまして給付したものでございまして、1,209 件分となっております。

3款地域支援事業費の1目介護予防特定高齢者施策事業費の支出済額 612 万 3,942 円につきましては、特定高齢者を把握するために要した経費及び介護予防のための元気はつらつ教室や訪問歯科事業などに要した経費でございます。

316 ページをごらんください。2目の介護予防一般高齢者施策事業費の支出済額 527 万 6,577 円につきましては、介護や支援を必要としない、また特定高齢者に該当しない方を対象に介護予防教室などを実施した経費でございます。

続きまして、2項の包括的支援事業、任意事業の支出済額 5,308 万 988 円でございますが、次のページをごらんいただきたいと存じます。5目

の任意事業費の中で行っております配食サービス事業が主なものでございます。利用者の実人数は、昼食が 390 人、夕食が 228 人となっております。

次に、4款の基金積立金でございますが、次のページをお願いいたします。介護給付費準備基金に 3,976 万 4,846 円を積み立てまして、平成 21 年度末の基金残高は 9,592 万 6,666 円となっております。

5款の諸支出金につきましては、支出済額 5,046 万 7,315 円となっております。主なものといたしましては、平成 20 年度決算における精算分として、国、県支払基金への返還金と一般会計への繰出金でございます。

6款予備費につきましては、保険給付費の介護予防住宅改修費等の予算不足に対応するため 74 万 5,000 円を充用いたしまして、予算現額が 634 万 9,000 円となっております。

歳出合計でございますが、予算現額 9 億 7,541 万 1,000 円、支出済額 9 億 518 万 8,855 円、不用額 7,022 万 2,145 円で、執行率は 92.8% でございました。

322 ページの実質収支に関する調書につきましては、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額とも 5,764 万 6,333 円となっております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 続いて、下水道事業特別会計歳入歳出決算及び水道事業決算について細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第 56 号 嵐山町下水道事業特別会計決算の細部説明をさせていただきます。主要な施策の説明書によりご説明をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

205 ページをお願ひしたいと思ひます。初めに、事業の概要でございますが、全体計画面積が 418 ヘクタールでございます。そのうち認可計画面積が 301.8 ヘクタール、処理区域面積が 21 年度末で 272.4 ヘクタールになったものでございます。認可計画面積に対する割合は 90%となっております。

次に、行政人口でございますが、1万 8,696 人、全体計画人口は1万 6,000 人。次に、処理区域内の人口でございますが、1万 1,163 人。次に、水洗化人口でございますが、8,609 人。次に、人口普及率でございますが、59.7%。面積普及率につきましては 65.2%、水洗化率につきましては 77.1%となったものでございます。

次に、決算の概要でございますが、歳入合計が決算額で8億 5,843 万 7,494 円、歳出合計8億 1,320 万 6,390 円で、歳入歳出差引額及び翌年度繰越額が 4,523 万 1,104 円となったものでございます。

次に、206 ページをお願ひ申し上げたいと思ひます。歳入の状況でございますが、区分に基づきましてご説明させていただきたいと思ひます。まず最初に、分担金及び負担金でございますが、決算額が 6,983 万 1,649 円

になりまして、前年度と比較しますと 6,535 万 2,328 円の増となったものでございます。これにつきましては、新たに分担金の賦課をさせていただいた地区がございましたので、このような増額となっております。

次に、使用料及び手数料でございますが、1億 9,177 万 7,750 円ということで、前年度と比較しますと 114 万 4,144 円の減となっております。これにつきましては、使用量、お使いになっていただく水量が減となったことによりまして、このように減額となっております。

次に、国庫支出金でございますが1億 300 万円、前年度と比較しますと 5,300 万円の増となっております。これにつきましては国の景気対策に伴う補助の増額がありまして、このような増額となっておりますのでございます。

次に、繰入金でございますが、2億 682 万 5,000 円、前年度と比較しますと 5,217 万 5,000 円の減となっております。繰越金につきましては 2,547 万 5,414 円、前年度と比較しますと 1,165 万 2,512 円の増となっております。

次に、7番の町債ですが、2億 6,150 万円、前年度と比較しますと 1,920 万円の増となっております。町債につきましては、借換債も含んでおる金額でございます。

歳入合計は、先ほど申し上げましたが8億 5,843 万 7,494 円となっておりますのでございます。

次に、歳出の状況ですが、総務費が決算額 4,603 万 4,100 円で、前

年度と比較しますと 784 万 1,986 円の減となっております。

次に、事業費4億 163 万 7,815 円でございますが、1億 1,148 万 4,544 円の増となっております。

次に、公債費でございますが、3億 6,553 万 4,475 円で、前年度と比較しますと 3,105 万 2,488 円の減となっております。

歳出合計は8億 1,320 万 6,390 円となったものでございます。

次に、207 ページから歳入の項目についてご説明をさせていただきます。まず、歳入の1款分担金及び負担金でございますが、その中の下水道事業負担金でございますが、先ほど歳入の状況のところでご説明申し上げましたが、増額になった部分につきましては、この表の上から4段目、5段目の菅谷地区の駅西及び川島地区でございます。ここの地区に新たに分担金の賦課をさせていただくことによりまして、収入増となっているものでございます。負担金の収入合計は 6,983 万 1,648 円で、徴収率は 95.2%でございます。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、下水道使用料といたしまして、まず使用戸数でございますが 3,533 戸となりまして、前年度より 111 戸の増となっております。内容でございますが、現年度分、それから滞納繰り越し分を含めまして、収入額が1億 9,171 万 750 円となったものでございます。徴収率につきましては 94.5%でございました。

次のページをお願いします。208 ページの7款町債についてご説明申し

上げます。まず、下水道事業債の中の流域下水道事業債でございますが、これにつきましては市野川水環境センターの建設に伴う負担金についての事業債でございます。借入額、合計で1,500万円、前年度より1,590万円の減となっております。

次に、公共下水道事業債でございますが、合計額で1億4,090万円、前年度と比較しますと6,280万円の増となっております。

次に、町債の2目借換債でございますが、下水道事業借換債として借入れをしているものでございます。これにつきましては、財政の健全化計画により認められました借換債でございます。借入額が1億560万円ということであります。前年度と比較しますと2,770万円の減となっております。

なお、借りかえをしました、もとの借りている部分につきましては5.5%の借り入れ率のもの2本を借りかえいたしたものでございます。この借りかえによります効果につきましては、未償還の利子から借換債の利子を差し引きますと3,363万4,030円となりまして、この額が効果としてあらわれているものでございます。

次に、209ページをお願いします。歳出でございますが、1款総務費でございます。1目の一般管理費、この中で前年度から決算額が変動している部分ですが、8節の報奨費、これにつきましては受益者負担金の納期前納付報奨金ということで、新たに賦課をさせていただいた地区の方で、一括で納付をしていただいた方に報奨金としてお支払いをしたものでございます。

これにつきましては590万1,810円で、前年度より5,587万8,510円ほどの増額となっているものでございます。

次に、210ページをお願いしたいと思います。2款事業費でございますが、1目建設事業費の13節委託料でございます。決算額は4,099万9,350円で、前年度と比較しますと2,432万3,250円の増となっているものでございます。内容につきましては、委託件数としますと全体で12件あるわけですが、そのうち家屋調査等の調査に伴うものが5件、公共下水道の設計に伴うものが4件、その他が3件でございます。

次に、211ページをお願いいたします。15節工事請負費でございますが、決算額が2億1,254万9,400円で、前年度と比較しますと1億337万400円の増となっているものでございます。

工事の内容ですが、全体で9件の工事契約がございまして、そのうち取りつけますに関するものが2件、さらには表の2段目の1工区の工事から7工区まで、これにつきましては下水道の管渠の布設に伴うものでございます。これが9件で、整備した管渠の延長が3,238.2メートルとなっております。これにつきましては、入札につきましては一般競争入札ですべてを施行したものでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金でございますが、これにつきましては市野川流域下水道建設事業費ということでの負担金でございます。1,505万2,752円、前年度と比較しますと1,593万9,234円の減となっております。

ものでございます。これは3町で負担をしているわけで、嵐山町の負担割合につきましては32.02%の負担割合となっておりますのでございます。

次に、212ページをお願いしたいと思います。2款事業費の2目維持管理費でございますが、この中段のところの13節委託料でございます。委託料につきましては1,707万2,790円、前年度と比較しますと658万2,660円の増となっておりますのでございます。この中の主なものは、下から3行目の下水道使用料徴収業務委託でございます。これにつきましては、下水道使用料の徴収業務を水道事業に委託をしているものでございます。その費用でございます。それが446万2,290円でございます。

それと、あと今年度ふえたものにつきましては、一番下の行の嵐山町公共下水道長寿命化計画の策定業務委託を発注しておりますので、その分がふえた要因でございます。

次に、213ページをお願い申し上げます。15節工事請負費でございますが、決算額は365万1,900円、前年度と比較しますと271万8,387円の増となっております。これにつきましては、増額の要因につきましては、表の2段目、中ほどにあります志賀2区地内の公共下水道等の修繕工事を前年度は実施をいたしておりませんでしたので、その部分の増額が主な要因でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金でございますが、その負担金でございますが、市野川流域下水道の維持管理の負担金ということで、水量が

124万1,082立方に対します負担金ということで、1億300万9,806円の決算額でございます。前年度と比較しますと1,243万3,317円の減となっておりますのでございます。この減額につきましては、使用水量の減等が主な原因でございます。

次に、3節公債費でございますが、23節の償還金利子及び割引料でございます。これにつきましては、決算額が3億6,553万4,475円となったものでございます。内容的には、元金の償還金が2億6,705万8,627円、それに利子の償還金9,847万5,848円で、3億6,553万4,475円になったものでございます。前年度と比較しますと3,105万2,488円の減となっております。

なお、21年度の借入額につきましては、2億6,150万円の借り入れをいたしております。そうしまして、21年度現在の借入額が34億2,864万2,091円となったものでございます。これにつきましては、前年度と比較しますと555万8,627円の減となっておりますのでございます。

以上で、細部説明を終わりたいと思います。決算書につきましては、ご高覧をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に水道事業会計の決算につきまして細部説明をさせていただきたいと思います。これにつきましては、決算書のほうで説明を申し上げたいと思います。最初に、決算書の368ページ、途中なのですが、申しわけありませんが、ちょっとお開きいただきたいと思います。業務量のところでご

ございます。先ほど町長からも提案説明のところで説明がございましたが、一部重複するところもございますが、説明をさせていただきたいと思います。

まず、給水戸数でございますが、7,344 戸ということで、前年度より 23 戸増となっております。

次に、給水人口でございますが、1万 8,917 人ということで、262 人の減となっております。

次に、年間配水量 302 万 5,324 立方ということで、前年度より 13 万 5,208 立方の減となっております。

次に、1日最大配水量 9,523 立方で、前年度より 482 立方の減となっております。

次に、1日平均配水量が 8,288 立方メートルで、370 立方メートルの減となっておりますのでございます。

次に、有収水量でございますが、267 万 1,745 立方メートルで、前年度より 3万 9,945 立方の減となっております。次に、有収率でございますが、88.31%で、前年度より 2.51%の増となっております。これにつきましては、20 年度、21 年度と2年にわたって有収率が伸びておるということでございます。

次に、供給単価でございますが、171 円 12 銭ということで、これにつきましては、前年度より 61 銭の減となっておりますのでございます。

次に、供給原価でございますが、148 円 75 銭で、22 銭の増となっております。

るものでございます。

事業量につきましては以上で、それでは申しわけありませんが、353 ページにお戻りをいただきたいと思っております。それでは、決算報告書でご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、最初に収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、第1款事業収益が、決算額2億 712 万 8,354 円になっているものでございます。前年度と比較しますと1,797 万 2,400 円の減となっております。そのうち営業収益でございますが、決算額が5億 19 万 2,567 円で、前年度より1,326 万 3,534 円の減となっております。

次に、営業外収益でございますが、決算額が 693 万 5,787 円で、470 万 8,906 円の減となっております。

次に、支出でございますが、事業費用といたしまして4億 1,591 万 4,400 円、前年度と比較しますと、480 万 8,075 円の減となっております。そのうち、事業費用ですが、3億 8,930 万 3,938 円で、147 万 4,207 円の減となっております。

次に、営業外費用でございますが、2,603 万 3,230 円で、326 万 3,502 円の減となっております。

次に、特別損失でございますが、これにつきましては57 万 7,232 円で、前年度より7万 364 円の減ということでございます。予備費については、支出がございません。

次に、354 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございますが、まず収入ですが、資本的収入といたしまして、負担金といたしまして 400 万円、前年度より 75 万 6,000 円の増となっておりますのでございます。

次に、支出でございますが、資本的支出、決算額は 1 億 9,638 万 7,843 円で、前年度より 2,379 万 4,575 円の減となっております。そのうち建設改良費でございますが、1 億 5,239 万 3,421 円で、前年度より 1,362 万 1,943 円の減となっております。

次に、企業債償還金でございますが、4,399 万 4,422 円で、前年度より 1,017 万 2,632 円の減となっているものでございます。

なお、欄外でございますが、資本的収入 400 万円が資本的支出額 1 億 9,638 万 7,843 円に対して不足する額 1 億 9,238 万 7,843 円は、減債積立金 4,390 万円、建設改良積立金 7,000 万円、過年度損益勘定留保資金 7,184 万 1,253 円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 664 万 6,590 円で補てんをいたしたものでございます。

次の 355 ページをお願いしたいと思います。損益計算書でございますが、税抜きで表示をさせていただいております。

まず、営業収益でございますが、最初に給水収益といたしまして、この料金でございますが、4 億 5,798 万 550 円ということで、前年度より 849 万 1,810 円の減となっているものでございます。

受託工事費につきましては 95 万 2,380 円で、前年度と同額となっております。

ります。

その他、営業収益、これにつきましては加入金と下水道の徴収委託費用等で1,828万3,133円でございます。前年度より414万7,639円の減となっているものでございます。営業収益合計は4億7,643万4,063円でございます。前年度より1,263万9,449円の減で、2.6%の減ということでございます。

次に、営業費用でございますが、営業費用1から6まであるわけですが、営業費用の合計といたしましては3億8,212万3,760円で、前年度より128万338円の減となっているものでございます。

そうしまして、営業利益といたしましては9,431万303円となったものでございます。これにつきましては、前年度より1,135万9,111円の減で、10.7%の減ということでございます。

次に、営業外収益でございますが、受取利息及び配当金ということで、これにつきましては預金、有価証券等の利息、配当金でございます。655万9,014円で、前年度より48万2,470円の減となっております。

他会計負担金につきましては、本年度はございませんでした。

次に、雑収入につきましては、36万7,805円ということで、営業外収益の合計が692万6,819円となったものでございます。

次に、営業外費用でございますが、最初に支払利息、これにつきましては企業債の利息ということで、1,604万1,866円でございます。前年度よ

り 319 万 8,870 円の減となっております。雑支出につきましては 21 万 2,664 円ということで、営業外費用合計は 1,625 万 4,530 円で、営業外収益から営業費用を差し引きますと、マイナスの 932 万 7,711 円となりまして、経常利益につきましては 8,498 万 2,592 円になるものでございます。これにつきましては、前年度より 1,253 万 9,185 円、12.8%の減となっております。

次に、特別損失でございますが、これにつきましては過年度損益修正損ということで、不納欠損でございます。54 万 9,170 円ということでございます。当年度純利益が 8,443 万 3,422 円で、前年度繰越利益剰余金が 1 万 2,146 円ございまして、当年度未処分利益剰余金が 8,444 万 5,568 円になったものでございます。

次に、356 ページをお願いしたいと思います。剰余金計算書でございますが、初めに、利益剰余金のところですが、減債積立金につきましては、当年度末残高が 1 億 3,350 万円となるものでございます。

次に、建設改良積立金でございますが、当年度末残高は 1 億 984 万円でございます。積立金の合計が 2 億 4,334 万円になるものでございます。

次に、未処分利益剰余金でございますが、前年度未処分利益剰余金が 9,691 万 2,146 円ございまして、それから前年度利益剰余金処分別は、減債積立金と建設改良積立金の処分別合計が 9,690 万円でございます。繰越利益剰余金年度末残高が 1 万 2,146 円になりまして、当年度の純利

益が 8,443 万 3,422 円で、当年度末未処分利益剰余金が 8,444 万 5,568 円になるものでございます。

次に、357 ページをお願いしたいと思います。資本剰余金の部でございますが、このところでは、前年度から金額の変更がありましたところは、3 番の負担金のところでございます。負担金の当年度発生額 380 万 9,520 円、この部分が増額となっております。負担金の年度末残高が 14 億 6,203 万 6,452 円になっているものでございます。

そうしまして、次のページ、358 ページをお願いしたいと思います。一番下のところ、次年度繰越資本剰余金でございますが、19 億 9,641 万 4,954 円となるものでございます。

次に、359 ページをお願いいたします。剰余金処分計算書(案)でございますが、当年度末処分利益剰余金 8,444 万 5,568 円を利益剰余金処分額の案といたしまして、減債積立金に 2,240 万円、建設改良積立金に 6,200 万円、合計で 8,440 万円処分をしたいということでございます。翌年度繰越利益剰余金につきましては、4 万 5,568 円としたいものでございます。

次に、360 ページをお願いしたいと思います。貸借対照表でございますが、まず固定資産の有形固定資産でございますが、有形固定資産の合計額でございますが、35 億 9,198 万 5,471 円となりまして、前年度より 1,679 万 8,605 円の減となっております。

次に、無形固定資産でございますが、これにつきましては変動がございません。68万5,900円で、固定資産の合計額が35億9,267万1,371円となるものでございます。

次に、流動資産でございますが、現金預金から前払い金までで、流動資産の合計が14億3,217万8,111円でございます。資産合計といたしまして50億2,484万9,482円となるものでございます。

次に、負債の部でございますが、固定負債でございますが、引当金につきましては修繕の引当金でございます。3億176万5,777円でございます。これにつきましては、前年度から変動はございません。

次に、流動負債でございます。流動負債の合計額は1億8,337万7,645円でございます。負債合計が44億8,514万3,422円となるものでございます。

次に、362ページをお願い申し上げます。資本の部でございますが、資本金の自己資本金でございますが、18億1,921万3,769円で、前年度より1億1,390万円の増となっております。これにつきましては、減債積立金あるいは建設改良積立金を取り崩して使用した場合には自己資金に繰り入れることになっておりますので、そのようなものが増額となっているものでございます。

次に、借入資本金でございますが、これは企業債の残額でございます。3億9,629万1,769円でございます。企業債につきましては、決算書の

381 ページに明細書等を掲載してございますので、後ほどご高覧をいただければと思います。

そうしまして、資本金合計が 22 億 1,550 万 5,538 円となるものでございます。前年度に比較しますと 6,990 万 5,578 円の増となるものでございます。

次に、剰余金でございますが、下からの3行目の剰余金合計は 23 億 2,420 万 522 円となりまして、資本合計が 45 億 3,970 万 6,060 円となりまして、負債資本合計が 50 億 2,484 万 9,482 円となるものでございます。そうしまして、先ほどの資産合計の 50 億 2,484 万 9,482 円と一致をするものでございます。

最後になりますが、367 ページをお開きをいただきたいと思います。工事の関係を説明させていただきたいと思います。建設改良工事の概況あるいは保存工事の概況ということで表になっておるわけですが、表の上から5段目までは繰り越しによる事業でございます。それから、6段目から下につきましては、当年度に実施をしたものでございます。当年度に実施したものが、年間で11件ございますが、そのうち10件が町内業者に発注をし、施工をしたものでございます。金額にしますと、11件の合計は1億 319 万 9,250 円でございますが、そのうち町内業者に発注した部分が1億 84 万 7,250 円で、97.7%町内業者に施工をお願いしたところでございます。

以上で、細部説明を終わりにしたいと思います。その他参考資料等につ

きましては、後ほどご高覧をいただければと思います。これで細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 審議の途中ですが、この際休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時55分

再 開 午後 3時12分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案説明及び細部説明が終わりましたので、次に監査委員から監査結果の報告を求めます。

松本代表監査委員。

〔松本武久代表監査委員登壇〕

○松本武久代表監査委員 議長のお許しをいただきましたので、平成 21 年度嵐山町の一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の7会計及び定額基金の運用状況につきまして決算審査の結果を報告申し上げます。

審査は、去る7月 21 日から7月 30 日の間、主に役場執行部控室におきまして、安藤監査委員とともに実施いたしました。

審査結果であります。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、

歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに水道事業会計の決算書、業務報告書及び収益費用明細書等は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、定額基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた次第であります。

平成 21 年度の我が国経済は、世界同時不況による深刻な景気後退を脱し、輸出の拡大や政府の経済対策の効果により回復軌道をたどったものの、依然として雇用情勢の悪化やデフレ圧力の高まりが続いておりました。地方財政の状況についても、税収の大幅な落ち込み、借入金の増加など大変厳しい状況でありました。このような中、各会計とも費用対効果を念頭に置いた事業展開に努力されたところが随所に見られ、敬意を表する次第であります。

今後の社会経済情勢の動向や制度改正など地方自体をめぐる環境変化に一層注視され、財政の健全化に配慮しつつ町政に対する町民の負託にこたえていただくよう望むものであります。

水道事業については、年間配水量は減少となったが、経費の削減等努力した結果、当年度純利益として 8,440 万円余りが確保されています。また、有収率は 88.31% で、前年度に比べ 2.51 ポイント改善しています。今後も設備の更新を計画的に進め、なお一層の事業の効率化と安心、安定、

安価な水道水の供給に努められることを望むものであります。

なお、細部につきましては、決算審査意見書をご高覧いただき、ご理解をいただきたいと思います。

以上、甚だ簡単でございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告のすべてが終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、決算議案7件を一括して行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

◎決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

本決算議案7件の審査に当たっては、会議規則第39条の規定により、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本決算議案7件は、11人の委員をもって構成する決算審査特別

委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました決算議案7件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算議案7件につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎決算審査特別委員会委員の選任

○藤野幹男議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時17分

再 開 午後 3時30分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告

○藤野幹男議長 休憩中に、先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に河井勝久議員、副委員長に長島邦夫議員が互選されました。

この際、決算審査特別委員会委員長より就任のごあいさつをお願いいたします。

河井決算審査特別委員長。

〔河井勝久決算審査特別委員長登壇〕

○河井勝久決算審査特別委員長 ただいま 201 号室におきまして、21 年度の決算特別委員会の委員長に選任されました7番議員の河井勝久でございます。

各議員皆様のご協力によりまして、21 年度の一般会計、特別会計の決算審議がスムーズに行われますことを議員皆様のご協力をひとつよろしくお願いたします。

就任のあいさついたします。

○藤野幹男議長 ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時31分

再 開 午後 3時32分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願の委員会付託について

○藤野幹男議長 日程第 17、請願の委員会付託を行います。

本職から提出されました請願第2号 子宮頸ガン予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書及び請願第3号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの公費助成を求める請願書は、文教厚生常任委員会に会議規則第 92 条の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第2号及び請願第3号の審査につきましては、会議規則第 46 条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号及び請願第3号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月2日、3日、6日及び7日の午前中は休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、9月2日、3日、6日及び7日の午前中は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 3時35分)